

2017年11月16日

JPホールディングス株主の会
代表 山口 洋

JP 社が設置した第三者委員会について ～郷原信郎弁護士インタビュー～

JPホールディングス株式会社は、10月17日、臨時株主総会の開催を決定すると同時に、株主提案に対する取締役会の反対意見表明と、第三者委員会の設置を公表いたしました。また、JP社は11月14日の適時開示において、「当社が平成29年11月16日に受領する予定の第三者委員会の報告結果もご参照の上でご判断いただきますようお願い致します。」と述べています。

このようなJP社の第三者委員会設置に関して、当会の代表である山口洋は、第三者委員会の専門家である郷原信郎弁護士を、第三者委員会への対応に関するアドバイザーとして選任いたしました。

郷原弁護士は、第三者委員会からのヒアリング要請への対応について山口に助言するとともに、第三者委員会側から設置の趣旨、調査事項、山口に対するヒアリング要請の目的等について説明を受け、山口のヒアリングにも同席するなどしています。

そこで、当会では郷原弁護士に、第三者委員会とは本来どのような目的で設置され、どのような活動を行うものなのか、今回のJP社が設置した第三者委員会にはどのような問題があるのか、近く公表予定とされている調査報告書のポイントはどこか、などについてインタビューを行いました。

そして、JP社の株主の皆様には第三者委員会について正しくご理解いただき、第三者委員会やその報告書によって、臨時株主総会での議決権行使に不当な影響が生じることが無いよう、その内容を掲載することと致しました。

< 郷原信郎氏について >

【略歴】

1955年、島根県生まれ。東京大学理学部卒。東京地検特捜部、長崎地検次席検事、法務省法務総合研究所総括研究官などを経て、2006年に弁護士登録。2008年、郷原総合コンプライアンス法律事務所開設。これまで、名城大学教授、関西大学特任教授、総務省顧問、日本郵政ガバナンス検証委員会委員長、総務省年金業務監視委員会委員長などを歴任。

【第三者委員会に関する業績】

- 不二家 信頼回復対策会議議長（2007年）
- キリンホールディングス メルシャン問題第三者委員会委員長（2008年）
- 新日本監査法人 インサイダー取引第三者委員会委員長（2008年）
- 東京医科大学 第三者委員会委員長（2009年）
- 田辺三菱製薬 メドウエイ問題第三者委員会委員長（2010年）
- 日本郵政 ガバナンス検証委員会委員長（2010年）
- 九州電力 「やらせメール」問題第三者委員会委員長（2011年）
- 新日本有限責任監査法人 オリンパス監査検証委員会委員（2012年）
- 大戸屋 大戸屋コンプライアンス第三者委員会委員長（2016年）
- つくば市 つくば市総合運動公園事業検証委員会委員長（2017年）

【著書等】

- 「第三者委員会は企業を変えられるか ～九州電力『やらせメール』問題の深層」（毎日新聞社、2012年）
- 「東芝不適切会計」第三者委員会報告書で深まる混迷 ～不適切会計問題を斬る～（PRESIDENT Online、2015年8月20日）
- 東芝「不適切」会計～「問題の核心」を見事に外した第三者委員会報告書～（「世界」2015年9月号）
- 東芝不正会計の本質は、「国策」原発事業の巨額損失隠し～監査法人まで巻き込んで第三者委員会スキームを「壮大な茶番」に貶めた東芝の罪～（Newsweek 日本版 web、2016年4月27日）
- 第三者委員会が果たすべき役割と世の中の「誤解」（日経 Biz Gate、2016年10月7日）
- 日産、神戸製鋼...大企業の不祥事を読み解く（後編） ～「カビ型不祥事」における第三者委員会の役割～（日経 Biz Gate、2017年11月16日）

～郷原信郎弁護士インタビュー～

一 第三者委員会とは、どのようなものなのですか。

企業等において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等の「不祥事」が発生し、経営者等自身による内部調査では、調査の客観性への疑念を払拭できない場合に、中立公正な立場で事実関係の調査等を行い、その報告書を公表することで、株主、投資家、消費者、取引先、従業員、債権者、地域住民などのステークホルダーや、これらを代弁するメディア等に対する説明責任を果たすことによって、企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とするものです。

一 「第三者委員会」というのは、企業不祥事の場合だけに設置されるのですか。

企業不祥事の第三者委員会とは異なるものに、M&Aにおいて取引条件の公正性検証・経営陣の利益相反回避措置として設置される第三者委員会というのがあります。会社の経営権の取得をめざす株式取得の動きに対して、会社経営陣が買収防衛策を講じようとする場合に、その防衛策の当否を、公正・中立な第三者の立場から評価することを目的として設置するというのが典型的なものです。このような「買収防衛策としての第三者委員会」の設置は、株主の権利に関わるものなので、設置の要件と委員会のメンバー等を予め定款で定めておくか、少なくとも株主総会決議が必要です。株式を買収され経営権を失いそうになった経営陣が勝手に委員を人選して第三者委員会を設置することは許されません。

一 第三者委員会について定めた法令はあるのですか。

第三者委員会は、企業等が任意に設置するもので、法令上の定めはありません。ただ、弁護士が主要なメンバーとなる第三者委員会については、日弁連が「企業不祥事等における第三者委員会ガイドライン」を公表しており、ガイドラインに準拠して設置された第三者委員会に加わった弁護士には、基本的にガイドラインにしたがって第三者委員会の調査や結果報告等の活動を行う義務があります。ガイドラインの規定に反し、第三者委員会の信頼性を著しく損なうような行為を行った弁護士は、「品位を失うべき非行」を行ったとして懲戒事由に該当する可能性があります。

— 今回、JP 社が設置した第三者委員会にはどのような問題がありますか。

JP 社の第三者委員会に関しては、会社側の開示で、「第三者委員会の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による『企業不祥事等における第三者委員会ガイドライン（平成 22 年 12 月 15 日改訂）』に沿って選定を行っており」とされており、日弁連のガイドラインに準拠する第三者委員会であることが明示されているのですが、そうだとすると、調査の対象は「企業不祥事」であり、現経営陣や現在の会社組織に関する問題であるからこそ、企業として「説明責任」を果たす必要があるということになります。

ところが、会社側の開示では、前社長の山口氏の「重大なセクシャル・ハラスメント」が第三者委員会の調査事項であるかのように書かれています。山口氏は、現在は、JP 社の大株主に過ぎず、会社の経営に関わっていないのですから、もし、今後、何らかの形で JP 社の経営に関わる可能性があるとしても、JP 社の社長だった当時の山口氏の行為を主たる調査目的として「企業不祥事の第三者委員会」を設置するということは考えられません。

— 会社側の開示は、「山口氏などが直接又は間接に当社の経営に関与することは適切ではないことが明らか」「株主様の議決権行使に係る判断に資するという観点から」第三者委員会を設置したなどと述べていますが、これはどう理解したらよいのでしょうか。

会社側が第三者委員会を設置した目的は、山口氏の経営に関与する株主としての適格性を判断することにあるように見えます。そういう目的の第三者委員会を、大株主の権利行使を妨げるために経営陣が勝手に設置することは許されません。そういう目的であれば、「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した第三者委員会とは全く異なるということになります。今回の第三者委員会の設置の目的には重大な疑問があります。

— 11 月 14 日に、「第三者委員会による調査結果の報告時期について」と題する第三者委員会名義の文書が会社側から公表され、その中で、報告書の提出時期が 11 月 16 日の予定とされるとともに、調査事項も「対象会社において、過去に対象会社の会社経営に重大な影響を及ぼすようなハラスメント事案が存在したか否か」「対象会社のハラスメント対策に対する取組み状況の検証及び評価」に変更されていますが、これはどういうことなのでしょうか。

私は、JP 社の第三者委員会からヒアリングへの協力要請を受けた山口氏から、その対応についてのアドバイザーを受任したのですが、まず、委員会の設置の趣旨・目的に重大な疑問を持ったので、11 月 13 日に、第三者委員会委員長の奥国範弁護士と面談し、その点の疑問について説明を求めました。奥弁護士は、第三者委員会は、会社側の意向にしたがうのではなく、中立・公正な立場で調査を行い、調査結果を報告書にまとめようとしていることを強調してい

ました。当初の会社側の委嘱事項は、開示文書にあるように「山口氏の重大なセクハラ」が中心だったが、第三者委員会の判断で、それに限定せず、現在の会社や現経営陣に関するものも含めて「JP社のハラスメント全般」を調査の対象にしているとの説明でした。そこで、私から、そうであれば、第三者委員会に関する会社側の開示は事実と反しており、しかも、そのような開示によって、臨時株主総会での議決権の行使に重大な影響が生じかねないので、至急是正すべきではないかと指摘しました。それを受けて、第三者委員会の側で、「対象会社が指摘する山口氏の行為の存否に限定せず、対象会社における過去のハラスメント事案の存否を広く調査し、対象会社のハラスメントに対する取り組み状況を検証、評価することが必要である」と考え、調査事項を変更した旨が開示されたということだと思います。

ー 山口氏は、ヒアリングに応じたのですか。

山口氏は、当初の会社側の開示では、不当な目的の第三者委員会であることが明らかだったので、ヒアリング要請への対応は保留していました。しかし、11月14日に、第三者委員会の調査事項が「対象会社において、過去に対象会社の会社経営に重大な影響を及ぼすようなハラスメント事案」に変更されたことから、11月15日に、奥委員長と氏原委員によるヒアリングに応じ、私も同席しました。

ー 山口氏は、ヒアリングでどのような話をしたのですか。

主として、現経営陣のセクハラ、パワハラについて具体的事実の指摘を行いました。山口氏が社長時代に、現在の取締役が行っていたセクハラの実態を直接当事者から聞いていますし、山口氏は社長退任後も、JP社の多くの社員とつながりがあり、様々な情報を入手しています。現社長のセクハラに関する情報も含まれています。

ー そのような現経営陣のセクハラ、パワハラについては、第三者委員会はどのように扱うのでしょうか。

第三者委員会の調査事項は、現在の会社、現経営陣に関するハラスメントを含むとされています。山口氏は、その調査事項に関する事実として、現経営陣のハラスメントに関する具体的事実を指摘したわけですから、それが調査の対象になるのは当然です。中立・公正な立場の第三者委員会であるなら、山口氏の指摘を受け、どのような事実があったのかが調査され、それに対する評価も含めて第三者委員会報告書に記載されるはずで

— 会社側は、代表取締役だった山口氏が、当時 JP 社に在籍していた女性社員に対して「重大なセクシャル・ハラスメント行為」を行い、そのことを山口氏自身が認めて JP 社の取締役を辞任したかのように開示していますが。

セクハラというのは、単純に外形的に判断できるものではありません。その行為を相手方がどのように受け止めたか、「性的嫌がらせ」と感じたか、精神的損害が生じたかという点が最も重要です。山口氏側の説明によると、女性従業員の側がセクハラ被害を訴えているわけでもないのに、山口氏を追い落とそうとする会社幹部が、その問題をコンプライアンス委員会で「セクハラ」として取り上げるように仕向け、社内にも知れ渡るようにしたとのこと。そうだとすれば、社内で「セクハラ」として取り上げられたこと自体が、セクハラ被害だったと見ることもできます。いずれにしても、この問題については、当事者の意向を確認し、会社側の対応も問題にすることが不可欠だと思います。軽々に「重大なセクハラ」との認定ができるものではないと思います。

— 第三者委員会の調査結果に関する報告書が近く公表されると思われますが、どういう点がポイントになるでしょうか。

「会社経営に重大な影響を及ぼすようなハラスメント事案」が調査事項ですから、以前の社長であった山口氏の問題より、現在、会社を経営している現経営陣のハラスメントの問題の方が、ステークホルダーにとって重要なのは当然です。株主にとって最大の注目点は、現経営陣のセクハラ、パワハラについて、第三者委員会がどのような事実を認定し、どのように評価するのかという点だと思います。

仮に、山口氏が取締役を辞任するに至った経緯に関する問題が「セクハラ」として取り上げられるとしても、既に退任した社長の問題ですので、現在の会社のセクハラ、パワハラ的な環境が生じるに至った経緯に関する事実として言及する程度であり、今回の第三者委員会の調査事項として特に重要な点とは言えないと思います。

— 現経営陣のセクハラ、パワハラが第三者委員会報告書で指摘されるとすると会社の経営に重大な影響を及ぼす問題になりかねないと思いますが、第三者委員会としてその点についての言及を避けるということは考えられませんか。

「対象会社において、過去に対象会社の会社経営に重大な影響を及ぼすようなハラスメント事案が存在したか否か」が調査事項とされ、まさに、現経営陣による「会社経営に重大な影響を及ぼすハラスメント」が指摘されているわけですから、ガイドラインに準拠した第三者委員会である以上、その問題を報告書から除外することはできないはずです。もし、そのようなことをしたら、第三者委員会が重大な問題を「隠ぺい」したことになると思います。

一 そのような現経営陣の問題を指摘する第三者委員会報告書が会社に提出された場合、会社側が、公表しないとか、あるいは、都合の良いところだけを取り出して公表するということは考えられませんか。

ガイドラインに準拠した第三者委員会については、第三者委員会側が、そのようなことが行われないようにしなければならないことになっています。ガイドライン第2部.第1.2では、次のように定められています。

第三者委員会は、受任に際して、企業等と、調査結果（調査報告書）のステークホルダーへの開示に関連して、下記の事項につき定めるものとする。

- ① 企業等は、第三者委員会から提出された調査報告書を、原則として、遅滞なく、不祥事に関係するステークホルダーに対して開示すること。
- ② 企業等は、第三者委員会の設置にあたり、調査スコープ、開示先となるステークホルダーの範囲、調査結果を開示する時期を開示すること。

企業等が調査報告書の全部又は一部を開示しない場合には、企業等はその理由を開示すること。また、全部又は一部を非公表とする理由は、公的機関による捜査・調査に支障を与える可能性、関係者のプライバシー、営業秘密の保護等、具体的なものでなければならないこと。

つまり、第三者委員会の調査報告書は、全文公開が原則で、一部公開しない場合の理由は限定されるということです。山口氏が指摘する現経営陣のセクハラ、パワハラについては、「被害者匿名」で報告書に記載する限り、「関係者のプライバシー」の問題は生じないので、非公表にする理由がありません。少なくとも、第三者委員会側が公表を前提として報告書を提出する以上、会社側で勝手に非公表にすることはできません。もし、報告書を受け取った企業側が、勝手に非公表にしたということになれば、第三者委員会側が、それに抗議をし、その旨のコメントを公表しなければならなくなると思います。

私が委員長を務めた九州電力の「やらせメール」問題第三者委員会の報告書については、会社側が、「佐賀県知事の要請」があったことを報告書に記載することに抵抗し、会社側の経産省への報告書からその部分を除外したことで、当時の経産大臣からも厳しい批判を受けました。しかし、この時も、会社側は、第三者委員会報告書は全文公開しています。

ガイドラインに準拠した第三者委員会を設置した以上、その調査や、報告書の中身・公表内容に会社側が介入すること自体が許されないのです。

以上